

鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号

平成七年七月二十三日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長は、鳥取市東町一丁目三二〇鳥取県庁においてその事務を行う。

平成七年七月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

平成七年七月二十三日執行の参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成七年七月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

平成七年執行

参 議 院 鳥 取 県
選 挙 区 選 出 議 員 選 挙 投 票

鳥 取 県
選 挙 管 理
委 員 会 印

候補者氏名
こ う ほ し ゃ し め い
こ う ほ し ゃ し め い
こ う ほ し ゃ し め い

○ 注 意

- 1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

備考

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

平成七年執行

参 議 院
比 例 代 表 選 出 議 員 選 挙 投 票

鳥 取 県
選 挙 管 理
委 員 会 印

政治 党 其 他 の 政 治
団 体 の 名 称 又 は 略 称
せ い とう た せい じ だん たい めい し ょう ま た り ゃく し ょう
だん たい めい し ょう ま た り ゃく し ょう

○ 注 意

政治 党 其 他 の 政 治 団 体 の 名 称 又 は 略 称 は、
欄 内 に 一 つ 書 く 事 と す。

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号

平成七年七月二十三日執行の参議院議員通常選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成七年七月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号

平成七年七月二十三日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十九条第五項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成七年七月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一日 時 平成七年七月七日 午後五時十分

二場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室

鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

平成七年七月二十三日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十九条第五項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成七年七月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一日 時 平成七年七月十日 午前十時

二場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

平成七年七月二十三日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第二項の規定による参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第六十六条第一項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

平成七年七月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一日 時 平成七年七月十三日 午後五時十分

二場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

平成七年七月二十三日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成七年七月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一日時 平成七年七月六日 午後五時十分
二場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会

鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号

平成七年七月二十三日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

平成七年七月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

一 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙会

1 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁

2 日 時 平成七年七月二十五日 午後一時三十分

二 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会

1 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁

2 日 時 平成七年七月二十五日 午後二時三十分

鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

平成七年七月二十三日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、二千九百八十九万八千八百円であるので、同法第九十六条の規定により告示する。

平成七年七月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第六十四号

平成七年七月五日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項（同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第四条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成七年七月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	九、五二五
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一五八、七三九
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三六、三五四
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三四、五七二
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、一四六
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	九、七六五
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、八八六
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四、〇〇二
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、〇八七
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一七、九一三
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、七八二
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、二三五

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長告示

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長告示第一号

平成七年七月二十三日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成七年七月六日

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長 長 尾 義 男

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室
- 二 日時 平成七年七月二十日 午後五時十分

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第一号

平成七年七月二十三日執行の参議院比例代表選出議員選挙において参議院名簿届出政党等から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成七年七月六日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 長 尾 義 男

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室
- 二 日時 平成七年七月二十日 午後五時二十分